

東村山市行政不服審査会条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年12月1日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市行政不服審査会条例

東村山市行政不服審査会条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の公布に伴い、東村山市行政不服審査会を設置するため、本案を提出するものであります。

東村山市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、東村山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、3人の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議及び会議録は、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(罰則)

第6条 前条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会 委員	会長	16,300	—			
	委員	14,600	—			

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

別表第1（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	
	日額	月額				
(略)			議会の議員の例による。	15,000円	1,500円	
みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議委員	会長	11,500				—
	委員	10,200				—
行政不服審査会委員	会長	16,300				—
	委員	14,600				—
(略)						
備考 (略)						

附 則

(施行期日)

- この条例は、法の施行の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	会長	16,300	—		
	委員	14,600	—		

旧 条 例

別表第1（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	
	日額	月額				
(略)			(同左)	(同左)	(同左)	
みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議委員	会長	11,500				—
	委員	10,200				—
(略)						
備考 (略)						